

住宅リフォーム工事の費用を助成します

住宅リフォーム窓口 ☎(23)7381・商工労働課 ☎(27)2754

市内の施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事の費用の一部を助成します。申請の条件などの詳細は市HPを確認してください。

※交付決定後に着手する工事、令和9年1月31日(日)までに施工が完了し、支払いが終わるものが対象です

助成金額 対象経費の30%で、上限額10万円

※千円未満は切り捨てです

【助成金申請の受け付け】

申請には、工事内容が分かる見積書・図面・写真などが必要です。

時 5月18日(月)から6月12日(金)までの午前9時～正午、午後1時～

4時

※助成についてのリーフレット・申請書は、住宅リフォーム窓口(市役所北館2階)・各支所にあります。市HPからダウンロードもできます

【事前相談・確認】

申請手続きに関する相談や書類の確認などに個別に応じます。

時 5月15日(金)までの午前9時～正午、午後1時～4時

いずれも * * *
場 住宅リフォーム窓口
※土・日曜日は除きます



▲市HP

小規模事業者サポート補助金

商工労働課 ☎(27)2754

市内で事業を営む人の業務改善や生産性の向上による経営強化を支援し、地域経済の活性化を図るため、小規模事業者の取り組みに対して必要な経費の一部を補助します。補助金の交付には令和9年1月31日(日)までに事業を完了することなどの条件があります。

※申請方法などの詳細は、市HPを確認してください

対象経費 事業所改装経費、設備導入経費、販路拡大経費、人材開発経費、事業承継経費、計画策定経費

※交付決定前に着手した経費は対象外です。経費の最低金額、工事などを市内業者へ発注することなどの条件があります

補助金額 対象経費の2分の1以内 ※上限額は50万円、千円未満は切り捨てです

申 申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接商工労働課へ

※補助金の交付は審査による採択制です。審査により不採択となる場合があります

※申請書は商工労働課にあります。市HPからダウンロードもできます

申請期間 6月15日(月)から7月10日(金)まで

対象とならない事業の例

- 日本標準産業分類に定める農業・林業・漁業に該当する事業
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する事業
- フランチャイズ契約などに基づく事業
- 子会社などが行う事業

事業計画書の策定支援を受けてください

申請には伊勢崎商工会議所または群馬伊勢崎商工会による事業計画書の策定支援を受けている必要があります。

計画書を作成し、伊勢崎商工会議所 ☎(24)2211 または群馬伊勢崎商工会 ☎(62)2580 に事前に連絡の上、支援を受けてください。

受付期間 5月7日(木)から7月3日(金)まで



▲市HP

工事の例

対象となる主な工事

- 屋根・外壁の塗装・改修、バルコニーの防水工事
- 内装(床・壁・天井など)の塗装・張り替え、断熱・防音工事、バリアフリー工事
- キッチン・トイレ・浴室の改修、給湯器の交換
- ドア・窓の改修、ふすま・障子の張り替え、畳の取り替え・表替え
- 住居の一部増改築
- ※建築確認が必要な場合があります
- リフォームに伴う配管の設置・改修

対象とならない主な工事

- 住居部分以外の工事(店舗・事務所・賃貸住宅・物置・車庫・カーポート・ウッドデッキなど)
- 合併浄化槽の設置、移転補償費の対象となる工事、火災などの被災で保険金給付を受ける工事など
- エアコンなどの家電製品の購入、外構工事(門・塀など)、造園工事、防蟻・防虫の薬剤散布、ハウスクリーニング、単独の住宅の解体工事、工事に係る書類・図面などの作成

企業PR動画で魅力を発信しませんか？

商工労働課 ☎(27)2755

市は、学生や労働者の市内企業への就業を推進し、人手不足解消を図ることを目的に企業の魅力をアピールするPR動画を制作します。皆さんのアイデアを形にして、より効果的に自社の魅力を発信してみませんか。制作した動画は、市や関係機関などのHPやSNSで公開するほか、市のイベントや市内の学校などで周知を行い、多くの人にPRしていきます。

※応募要件などの詳細は市HPを確認してください

※市HPで昨年度制作した動画を視聴できます

募集企業

40社(予定)

※1社当たり45秒以内の動画を制作

無料

申 6月12日(金)午後5時までに応募用紙と企画案を郵送またはメールで商工労働課、または専用HPから申し込んでください

※企画案の審査があります
宛先 〒372-8501 (住所不要) 市役所商工労働課



▲専用HP

創業促進・事業承継サポート補助金

商工労働課 ☎(27)2754

地域経済の持続的な発展のため、市内でこれから創業または事業承継をする人に、必要経費の一部を補助します。申請には市特定創業支援事業や群馬県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けることなどの条件があります。詳しくは市HPを確認してください。

対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進費

補助金額 対象経費の2分の1以内で上限額100万円

※事業承継は、市が指定する区域内での親族内承継と従業員承継が対象です

※市が指定する区域内で創業する場合は上限額150万円です

申 令和9年1月29日(金)までに申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接商工労働課へ

※申請書は商工労働課にあります。市HPからダウンロードもできます
※予算額に達し次第終了します



▲市HP

中小企業・勤労者の融資制度

商工労働課 ☎(27)2755 または市内の金融機関など

市は、金融機関などと提携し中小企業や勤労者向けに融資制度を設けています。申し込みの際に金融機関などによる審査があります。申し込み期間内でも、融資枠を超えた場合は申し込みを締め切ります。融資の条件などは、昨年度の内容と変わりがありません。詳しくは問い合わせてください。



▲市HP

中小企業向けの融資制度

融資を受けるためには1年以上継続して同一事業を営んでいること中小企業活性化資金を除くなどの条件があるほか、資金に応じて融資限度額などが異なります。詳しくは市HPを確認してください。

資金名・申込期間

- 小口資金(特別小口) 令和9年3月12日(金)まで
- 中小企業活性化資金 令和9年2月12日(金)まで
- 季節資金(夏季) 6月1日(月)から8月31日(月)まで
- 季節資金(年末) 11月2日(月)から令和9年1月29日(金)まで

資金名・資金の使い道・申込期間

資金名	資金の使い道	申込期間
勤労者住宅資金	市内での住宅の新築・増築・改築、新築住宅購入(改装は対象外)、土地購入(3年以内に住宅を建設できる人)	12月18日(金)まで
勤労者生活資金	医療、出産、冠婚葬祭、教育、耐久消費財購入、交通事故処理、災害復旧、不況による給料遅延の際の生活費、育児・介護休業期間中における生活費	令和9年2月12日(金)まで

※勤労者生活資金は、アイオー信用金庫・桐生信用金庫・あかぎ信用組合・ぐんまみらい信用組合・中央労働金庫・佐波伊勢崎農業協同組合に申し込んでください

勤労者向けの融資制度

● 勤労者住宅資金 市内に在住または在勤で、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者

中小企業活性化資金を利用して起業しませんか

これから創業を考えている人は、中小企業活性化資金が利用できます。ぜひ活用してください。